

## 入院誓約書

患者氏名\_\_\_\_\_.

上記の者が貴院に入院するにあたり、次の事項を承諾・遵守し、貴院には一切のご迷惑をおかけいたしません。

- 1 貴院の規則及び療養上の指示に従い、治療に必要な行動の制限を受けることを了承いたします。
- 2 社会復帰・社会参加の推進のため、院外での治療活動を実施することに異議はありません。
- 3 身元引受人は、上記の者に対する診断並びに治療が正しく行われるよう医師に協力し、医療を受けさせるに際して医師の指示に従うよう指導、監督いたします。
- 4 貴院の構造物及び備品等を破損した場合には、直ちに損害を賠償いたします。
- 5 天災、その他病院の損失以外の事故により、患者の身の上に関し如何なる事があつても損害賠償の請求はいたしません。また、自己希望で使用中の機器の破損・故障等の責任は請求いたしません。
- 6 入院期間中に生じた医療費等の諸料金について、責任をもつて所定の期日までに遅滞なく、お支払いいたします。  
但し、この誓約書によって、滞納金が生じた場合は、貴院により退院を含む措置を求められる事について一切の異議申し立てはいたしません。  
なお、医療費等の諸費用には以下のものを含むことを承諾いたします。  
(医療費等)  
 医療費自己負担金     別紙     本人の責による賠償金
- 7 身元引受人は医療費等、貴院に対する入院者本人の金銭責務につき、連帯保証人として70万円を極度額として負担いたします。
- 8 小遣い銭管理等を貴院に委任する場合は、その預け金に基づく預金利息は全入院患者の福利厚生に使用し積み立てることに異議はありません。
- 9 生活管理費、代理行為費用など保険外負担は、貴院の規定に従いお支払いいたします。

10 次の事由で退院の指示があった場合には直ちに退院に応じ、身元引受人が患者の身柄を引き取ります。

- イ) 上記の事項を守らなかった場合
- ロ) 入院治療の必要がなくなった場合
- ハ) 他の患者に悪影響を及ぼす行為があった場合

11 身元引受人の死亡等により変更が生じた場合には、直ちに貴院に届け出て、速やかに支払能力のある身元引受人の変更を貴院の了解のもとで行います。

12 現金、貴重品等を許可なく病室に持ち込み、万一盜難、紛失が起きた場合、病院は一切責任を負いません。

上記の通り、誓約したことを証するため、同文の本書式通を作成し、署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

入院者 氏名

住所

身元引受人 氏名

印 (続柄 )

住所

電話番号

住所 熊本県合志市須屋 702

医療法人名 医療法人 中山会

代表者名 理事長 信岡 幸彦

電話番号 096-343-2617

確認	
----	--

## 保険外負担金等の内訳書

### 1) 預り金管理等及び日用品購入代行業務等について

1. 保護者は、入院者の入院生活に必要な、金銭の取り扱い及び物品等の購入について、病院に次の業務を委託する。
  - (1) 入院生活に必要な金銭の管理（入出金・出納帳・保管）
  - (2) 日用品、その他の物品などの購入
  - (3) 貴重品（通帳・印鑑・年金証書）の管理（原則として、貴金属・宝石類は除く）
2. 病院は、上記の業務を次のとおり行います。金銭等の管理は、自己管理が原則ですが、病状等から自己管理が困難な方に代わって行うものです。なお、管理が出来ない方に対しては、管理の仕方等を指導し、自己管理が出来るよう努めます。
  - (1) 金銭及び貴重品の授受は複数の職員が立ち会います。
  - (2) 入院者、保護者等から依頼があった金銭の適正な出納管理を行います。
  - (3) 預かり金の支出及び物品の購入は、入院者から依頼がない限り行いません。
  - (4) 預かり金の出納管理は、入院者毎に使用明細書を作成します。
  - (5) 保護者及び入院者から、請求があった場合は、収支状況を提示説明します。
3. 設備利用について、季節外の衣類は、原則はお持ち帰り頂きます。
4. 保護者は、申し出により本約定を解除する事が出来ます。その場合病院は、その日までの精算を行い、明細書添付の上、他の預かり品と共に返済致します。以後、入院者は、自己の責任において金銭等の管理を行います。
5. 病院は、日用品費の立替は一切致しませんので、常に残高をご確認の上、計画的なご使用をお願い致します。
6. 病院は、預かり金に管理上の事故等が生じた場合には、全責任を負います。
7. 上記1~6の業務に要する費用として人件費や諸経費等を基に算出した費用として日額100円（税抜）・月額3,000円（税抜）を翌月または退院日に日用品預かり金より差し引かせて頂きます。  
経費の算定基礎については、熊本県の担当部局に提示しており、適正な金額を頂いております。

### 2) 日常生活消耗品費について

ご入院中において、必要な日常生活に係る消耗品等の自己管理が出来ない方は、入院料等の健康保険によるご負担以外に、以下のような個人負担が生じます。その際のご負担経費は、ご希望された品目数に応じて月末または退院日に日用品預かり金より差し引かせて頂きます。ご依頼される品目に○印をお付けください。なお、ご依頼されない品目については、必要に応じてご用意ください。

○	品目	単価/1日	○	品目	単価/1日
	ヘアーシャンプー	5円		ボディーシャンプー	5円
	バスタオル	15円		入浴用タオル	15円

歯ブラシ	5円	歯磨き粉	5円
ティッシュ	15円	ちり紙	15円
フェイスタオル	20円		

\* バスタオル、入浴用タオル、フェイスタオル、は衛生管理（洗濯・殺菌消毒）の面から洗濯業者の熊本県精神科病院協同組合「あかねクリーン」にリース委託しています。

### 3) 理髪料（税抜）

（理美容業者に委託していますので、ご希望の方はご利用下さい）

（男性）イ. 調髪カット	1,500円	ロ. 丸刈り	1,300円
（女性）ハ. カット	1,500円	二. パーマ	5,000円
ホ. 白髪染め	3,500円		
ヘ. 白髪染めカット込み	5,000円		
（共通）ト. シャンプー	500円	チ. 顔剃り	500円

\* 営業日：第1月曜日・第4木曜日午後の予定（業者の都合で変更があることがあります）

### 4) オムツ代（税抜）（おむつを使用される方のみ必要です。）（紙オムツ1枚単価）

・尿取りパット（小）37円	・（大）64円	・ハイパー 119円
・布おむつ 28円	・紙パンツS・M・L 191円	
・立体おむつS-M 137円	・立体おむつL 173円	

### 5) 洗濯代

家族で洗濯が出来ない方のために、当院と私物衣類洗濯業務委託契約をしています。熊本県精神科病院協同組合福祉工場「あかねクリーン」をご紹介します。

ご希望の方は、私物衣類洗濯申込書にご記入の上、個人契約で申し込みされるようお願いします。

尚、お支払いに関しては、病院一括請求支払いのため預り金からお支払いさせて頂きます。

### 6) その他（税抜）（ご希望者のみ販売）

浴衣代 4,000円 紙バック代 100円

### 7) 予防接種料（インフルエンザ・肺炎球菌）

ご本人及び、ご家族の同意を頂いて行いますが、実費のご負担になります。

合志市 インフルエンザ接種料 65歳まで 1,800円 65歳以上 1,300円

肺炎球菌接種料 3,000円

その他市町村の方は、事務にお尋ね下さい。

### 8) 院外受診と交通費について

当院は、精神科の病院ですので、他科（内科・外科・整形外科・婦人科・歯科等）受診が必要な場合が生じます。受診時は、原則として、ご家族の方に同伴をお願いしていますが、患者様の状態によっては看護師等が付き添うことがあります、タクシーを利用しますので、料金のご負担をお願い致します。

なお、他科への入院、手術等が必要な場合には、保護者の方の手続きが必要ですでの付き添いを必ずお願い致します。

### 9) その他の経費

年間を通して、季節毎に行事を行いますが、その時に個人でご負担して頂く経費（写真代・バス旅行代等）ですが、全て事前にご希望とご参加の有無を確認した上で行います。又、嗜好品の購入もお申し出により適時に行っています。

※尚、この保険外負担金は、日用品預り金より差し引かせて頂きますのでご了解ください。